

【公印省略】

## 特定の感染症にかかった場合の医師からの意見書について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症罹患に際した医療機関へ依頼する意見書の書式について、市担当課や市小児科医会からの指導助言をいただきながら作成し、この度の運用となりました。

意見書は、集団で長時間生活を共にする子どもたちが、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが1日快適に過ごせる事を目的としています。

お子さんが特定の感染症にかかった場合、保育園側が用意する意見書様式に保護者が医療機関に記載を依頼、登園について意見を書いていただき、保育園がその可否を判断する手段として園に持参いただく書類です。

- 来年1月1日から書式統一されます。
- 診察料(有料) + 意見書依頼(無料) = ご負担額

以下について、予めご理解ご了承をお願い致します。

ア. この様式での正式活用は平成26年1月1日からとなります。

イ. 意見書は医療機関からの「意見」であり、登園可否の最終判断は施設側に委ねられます。つまり、保育園(集団生活の場)として、登園日当日のお子さんの心身の健康状態や、園内の感染症の状況等によって保育園をお休みいただく場合があります。

ウ. 鹿屋市医師会所属の医療機関で意見書を依頼した場合に無料となります。その際の診察料は有料となります。  
市医師会に所属していない医療機関で意見書を依頼される場合には、事前に課金の有無についてご確認される事をお勧めします。

エ. 九州厚生局から医療機関への通達により、利用者(保護者)が意見書用紙を忘れて医療機関から発行する場合、医療機関から文書料金について呈示があり、利用者へ同意書を書いてもらった上で発行するようになります。(有料)

オ. 医療機関に診断書等を依頼する場合、前項同様の手続き後、有料での発行となります。

カ. ご不明な点は、各保育園へお尋ね下さい。

意見書

西南保育園 園長殿

児童名 \_\_\_\_\_

病名 「 \_\_\_\_\_ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

鹿屋市保育会

-----切り取り-----

意見書

西南保育園 園長殿

児童名 \_\_\_\_\_

病名 「 \_\_\_\_\_ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

鹿屋市保育会